

許可番号 第 07310009707 号

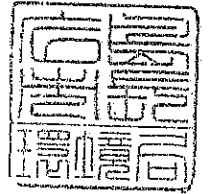
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市安佐北区可部町大字今井田字落合8番地1

氏 名 有限会社 三栄資材
代表取締役 新宅 正國
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成27年 5月29日

許可の有効期限 平成32年 5月28日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
表面のとおり	

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

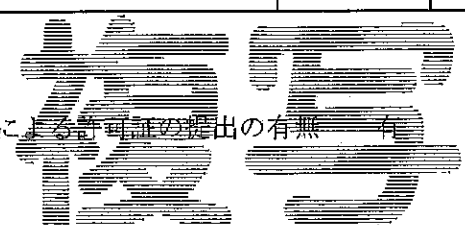
3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の概況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H7. 5.29	更新許可	H17. 7.26	更新許可
H12. 6. 2	変更許可	H22. 7.16	更新許可
H12. 6. 2	更新許可	H27. 6. 9	更新許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずがれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残骸 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鉱さい (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>

複写

複写